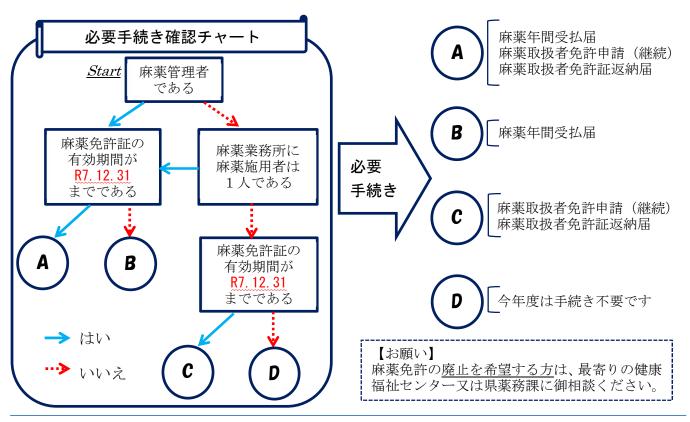
【重要】麻薬免許証をお持ちの方へ~手続きの御案内(山口県薬務課)~

麻薬取扱者は、10月から1月にかけて所定の手続きが必要となります。

必要な手続きは免許種別や免許取得年等によって異なります。以下のチャートを参照し、手続 き漏れのないよう御確認をお願いします。



【各手続き詳細】

麻薬年間受払届

- ◆対象者
- チャート中 (A)、(B)該当者
- ◆提出物
- ・麻薬年間受払届 (正本1部、副本1部)
- ◆提出期限
 - 令和7年11月30日
- ◆概要

R6. 10. 1~R7. 9. 30 に

交付した麻薬の数量等の届出

麻薬取扱者免許申請(継続)

- ◆対象者
- チャート中 **(A)、(C)**該当者
- ◆提出物
- ·麻薬取扱者免許申請書 1 部※
- ・診断書(1ヵ月以内に作成されたもの)1部※
- 1 部※ ・ (変更時のみ)麻薬保管設備等図面
- 手数料(県証紙) 4,360 円分
- ※下関保健所への提出は2部(正副1部ずつ)
- ◆提出目安時期

令和7年11月30日まで

麻薬取扱者免許証返納届

- ◆対象者
- チャート中 (A)、(C)該当者
- ◆提出物
- 1部※ • 麻薬取扱者免許証返納届
- 有効期間が満了した麻薬免許証
- ※下関保健<u>所へ</u>の提出は2部(正副1部ずつ)
- ◆提出期間

令和8年1月1日~15日 (年始は1月5日から開庁します)

【留意事項】

- ・各様式は、山口県薬務課のHP又は最寄りの健康福祉センターで入手してください。山口県薬 務課のHP内「麻薬関係手続きについて (既免許者向け)」のページには、記載例も掲載してい ます。(https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/101545.html)
- ・提出窓口及び新免許証受け取り窓口は、管轄の健康福祉センター又は下関市立下関保健所です。 開庁時間(平日8:30~17:15(12月29日から1月3日までを除く))にお越しください。提出は郵送も可。
- ・新免許証は12月15日(月)以降に受け取りにお越しください。ただし、御提出の遅れや不備事 項があった場合には、新免許証のお渡しが遅くなることがあります。

※麻薬業務所が防府市内にある方へ

12月18日(木)13時~16時のみ、防府保健所での 新免許証受け取りが可能です。防府保健所での受 け取りを希望する場合は、麻薬取扱者免許申請書 (継続) の余白部分にその旨を記載してください。

★お問い合わせ窓口★

各健康福祉センター(岩国、柳井、周南、山口、宇部、長門、萩) 奥野の戦闘 ※下関市内の事業者の方は県薬務課へお問い合わせください。



(詳細は右記 QR コードをご参照ください。) $^{\bar{x}8\bar{x}}HP$